

標 題：

IOPP 証書の追補の改正について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 386

Date: 平成12年12月14日

船舶所有者・船舶管理会社・造船所各位

MARPOL Annex I の改正 (MEPC 決議 78(43) Annex paragraph II) による IOPP 証書の追補の改正が 2001 年 1 月 1 日に発効します。この改正は全船に適用されます。この改正の適用に当たって、下記の要領にて IOPP 証書の追補の書き換えを実施することと致しますのでお知らせします。

1. IOPP 証書の追補 (Form A, B) の書き換えは、2001 年 1 月 1 日以降、引き渡しされる新造船 及び 同日以降最初の IOPP 証書の更新検査が行われる就航船を対象とする。又、DWT20,000 トン以上 DWT30,000 トン未満の“プロダクトタンカー”として IOPP 証書上で定義されている船舶については、2001 年 1 月 1 日以降の IOPP 証書の定期的検査時に書き換えを行う。
2. 上記 IOPP 証書の更新検査時期に係わらず、IOPP 証書の追補の書き換えをご希望される場合は、IOPP の定期的検査 (IS/MAS) 時、又は他の検査時に書き換えを行いますので、次の書類を添えて検査を実施する支部又は事務所にお申し込み下さい。
 - Application (検査申込書)
 - Capacity Plan (Final Plan, Bilge Tank 及び Sludge Tank の記載のあるもの) の写し
 - Oil Record Book に記載の Tank table の写し

本件に関し、ご不明な点がございましたら、検査技術部までお問い合わせ願います。

Tel. 03-5226-2027, Fax. 03-5226-2029, e-mail. svd@classnk.or.jp

以 上

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。